

2 人権教育の目的

人権教育は、子どもも大人も一人ひとりが自らと他者の人権を守るための実践行動ができる力を育むための教育です。さらに、自己肯定感を高め、主体的に進路を切り拓いていく力を身に付けるための総合的な教育であり、人権文化を構築する主体者づくりをめざし、教育活動全体を通じて行われる教育です。人権教育の目的を達成するために、以下の3点を目標とします。

●人権についての理解と認識を深める。

一人ひとりが、人権の意義とその重要性についての正しい知識を身に付ける。

●人権を尊重する意欲や態度を育てる。

一人ひとりが、態度や行動力となって現れる、確かな人権感覚を身に付ける。

●一人ひとりの自己実現を可能にする。

一人ひとりが、自己肯定感を高めるとともに、自他の価値を認め、主体的に進路を切り拓いていく力を身に付ける。

3 個別的な人権問題に対する取組

一人ひとりが自分の課題ととらえ、自らの生き方を考え、行動に移していく人権教育の充実を図るため、以下の個別的な人権問題を解決するための教育を積極的に推進します。

●部落問題を解決するための教育

●障がい者の人権に係わる問題を解決するための教育

●子どもの人権に係わる問題を解決するための教育

●女性の人権に係わる問題を解決するための教育

●外国人の人権に係わる問題を解決するための教育

●様々な人権に係わる問題を解決するための教育

志摩市人権教育基本方針

志摩市人権教育基本方針

平成17(2005)年4月 策定

平成29(2017)年3月 改訂

志摩市教育委員会事務局

三重県志摩市阿児町鷺方3098番地22

電話 0599-44-0336

志摩市教育委員会

1 基本的な考え方

国際連合では、1948年の「世界人権宣言」以降、全世界からあらゆる差別や人権侵害をなくすため、さまざまな取組を進めてきました。その結果、国際社会では、「人権教育は人権が尊重される社会の実現へ本質的な貢献をなすものである」という考え方が広く定着しつつあります。

日本においても、憲法の定める「基本的人権の尊重」の原則に基づき、さまざまな取組が進められてきました。また、三重県においても、「人権が尊重される三重をつくる条例」(平成9年)や「三重県人権教育基本方針」(平成11年)のもと、「差別の現実から深く学ぶ」という、同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育を推進してきました。

私たちは、地域改善対策協議会意見具申(平成8年)に記された「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力のもとに、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の重要な責務というべきである。」という考え方に立ち、これからも人権教育の取組を進めていかなければなりません。

志摩市においても、「志摩市人権教育基本方針(以下『基本方針』)」(平成17年)のもと、子どもの課題や悩みから出発する「仲間づくり」や、自己肯定感を育てることから始まる「学力保障」・「進路保障」に取り組んできました。それは、差別を受けた当事者の立場に寄り添う取組であり、自分の考え方や生き方を見つめ直す取組でもありました。そのような取組が市内の幼稚園・学校(以下「学校」)で行われるようになったことは、本市における人権教育の成果です。

しかし、一方で、市内における部落差別に係わる差別的な発言が報告されたり、学校における障がい者に係る差別的な発言やいじめ、仲間はずしの実態が確認されたりと、課題も多く残されています。前述のように、人権教育に一定の成果が見られるものの、差別に対する知識や理解が、態度や行動に現れにくいという課題もあります。また、深刻化する子どもの貧困など、生活に係わる課題もあります。

今回の「基本方針」改訂は、策定から10年以上が経過したことから、これまでの本市の人権教育の取組を検証することで、上記のような成果と課題を明らかにし、課題の解決を図りながら、成果を継承・発展させていくためのものです。また、新たな人権の視点を「基本方針」に反映させ、新たな取組を提起していくためのものです。

志摩市教育委員会では、学校教育や社会教育を通して、市全体の人権教育の総合的推進を学校及び関係機関と協働しながら、積極的に進めていきます。とりわけ学校教育では、これまで以上に子どもの権利を意識した人権教育の取組を、保・幼・小・中・高の連携のなかで創っていきます。

さらに、社会教育を推進するとともに、学校教育と社会教育との連携のなかで、人権感覚あふれる学校から、人権が尊重され、子どもの育ちが支援される地域ネットワークへと、広がり大切にしたい取組を構築していきます。

4 人権教育のさらなる推進に向けて

(1) 学校教育における人権教育の推進

—人権感覚あふれる学校づくり—

学校教育における人権教育は、すべての子どもたちが人権について正しい知識を身に付けていくこと、人権問題を直感的にとらえる感性と、人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚を身に付けていくことをめざします。また、生活に寄り添うことで、一人ひとりの子どもたちが自分と向き合い、仲間とつながることを通じて、自己肯定感を育てていきます。そのような取組によって養われた「生きる力」が、子どもたち一人ひとりの自立につながり、学力・進路を保障することにつながっていくと考えます。

1 学校教育活動全体を通じて、人権教育に取り組み、自らと他者の人権を守るために実践行動できる力を育みます。

● 学校教育目標に人権教育の目標を明確に位置付け、子どもや家庭、地域の実態に即した「人権教育推進計画」に基づく総合的・系統的な取組を構築・推進し、学校教育活動全体を通じて子どもたちの人権感覚の育成を図ります。

● 学校は、管理職を中心に、人権教育の目標達成に向け、関係機関との連携を図りながら、子どもの発達段階に応じた一貫性のある人権教育を推進していきます。

● 子どもたち一人ひとりの人権意識を高め、それが態度や行動となって現れるような学習を、保・幼・小・中・高の連携のなかで、就学前から積極的に進めます。

2 子どもたちの自己肯定感を高め、「生きる力」を育み、学力・進路を保障する学校づくりを進めます。

● 教職員は、自らの人権意識が子どもの意識に大きく影響することをふまえ、子どもたち一人ひとりの大切さを強く自覚し、家庭や地域と連携しながら、日々の教育活動に取り組めます。

● 教育的に不利な環境のもとにある子どもをはじめとする、すべての子どもたちの家庭の実態や、地域の実態を的確に把握し、学校の教育課題を明らかにします。

● 明らかになった教育課題をもとに、効果的な教育支援の在り方を追求し、すべての子どもたちが主体的に、生き生きと学ぶことができる学校づくりを進めます。

● すべての子どもたちの自己肯定感を高め、学力を向上させる取組を進めることにより、子どもたち一人ひとりの進路保障と、自己実現をめざします。

(2) 社会教育における人権教育の推進

—人権尊重の地域づくり—

地域社会における因習や、誤った価値観等によってすりこまれた差別的感覚は、未だ十分に払拭されていません。このような現状は、地域の子どもの生き方や考え方に大きく影響しています。社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現をめざして、人権を現代的課題の一つとして取り上げた「生涯学習審議会の答申」(平成4年)等に則り、生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていく必要があります。

1 地域の実態把握に基づき、課題を明らかにし、人権啓発を含む人権教育の取組の充実を図ります。

● 社会教育施設を中心に地域の実態把握に努め、課題を明らかにすることから、地域の実情や住民のニーズに合った人権啓発を含む人権教育の取組の方向を明確にします。

● 社会教育施設が学校等と連携し、身近な課題を取り上げ、様々な人々と出会う学習などを取り入れながら、人権感覚が身に付くような学習活動を計画します。

2 人権教育推進のため、社会教育に携わる人々の資質の向上を図りつつ、多様な学習活動を推進します。

● 社会教育に携わるすべての人々の資質向上を図り、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施に努めることにより、広く地域の人々の人権問題についての理解促進を図ります。

● 人々の関心や学習意欲を高めるために、参加体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、指導法に関する研究開発を行い、広く関係機関にその成果を普及していきます。

(3) 地域子ども支援ネットワークづくりの推進

地域においては、学校や保護者、地域住民など多様な主体が協働して、子どもの居場所や出番を創出していく取組を進めることが重要です。そのためには、学校教育と社会教育が十分な連携を図りつつ、地域社会でのネットワークづくりを進めていく必要があります。

学校、家庭、地域、行政の連携により、総合的・系統的な人権教育を推進し、人権尊重の地域づくりに努めます。

● 地域住民や大学生等による、学習支援ボランティアと協力して、地域の子どもの学習活動や相談活動を創出していきます。

● 現在ある中学校区の連絡会を基軸にして、子どもと保護者がともに人権感覚を育み合えるよう、家庭教育に関する情報等の提供を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える保護者等を支援する地域ネットワークを構築していきます。